

第3 許可基準**1 許可基準の趣旨及び運用****(1) 許可基準**

- イ 有料職業紹介事業の許可基準を2のとおり、無料職業紹介事業の許可基準を4のとおりとする。
- ロ 許可基準は、厚生労働大臣が有料及び無料の職業紹介事業の許可、許可の有効期間の更新を行うに当たって、法の趣旨に則し、適正な許可を行うための基準として運用されるものである。

(2) 許可基準の適用

職業紹介事業の許可は、原則として職業紹介事業を行う事業主に対して行われるものであるため、許可基準の適用については、事業主単位であるが、許可後に変更届出により新設される職業紹介事業を行う事業所においても、2又は4に示す許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があることから、当該事業所においても許可基準の所定の要件を満たしていなければならない。

(3) 付帯業務のみを行う事業所の取扱い

自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、許可を受け又は届出をした職業紹介事業主及び事業所への求人・求職を全数送付する業務等のみを行う事業所については、職業紹介事業の許可又は届出は不要である。

ただし、当該事業所で求人・求職の受理等職業紹介の全部又は一部が行われた場合には、許可を受けず、又は届出を行うことなく当該事業所で職業紹介事業を行ったこととなり、法第30条第1項、第33条第1項、第33条の3第1項、第33条の4第1項、第32条の7第1項、第33条第4項、第33条の3第2項又は第33条の4第2項違反となるものである。

2 有料職業紹介事業の許可基準

有料職業紹介事業許可基準

次のいずれにも該当する者について、有料職業紹介事業の許可をするものとする。

1 法第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）

次のいずれにも該当し、有料職業紹介事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

- (1) 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。
- (2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。

2 法第31条第1項第2号の要件（個人情報に適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

- (1) 個人情報管理体制に関する判断（指針第4の2の(3)参照）
 - イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が、次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。
 - (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
 - (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
 - (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規定があり、かつ当該規定について求職者等への周知がなされていること。
 - (ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。
 - ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。
 - (イ) 有料職業紹介事業者は、イの(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。
 - (ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。
 - ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。
 - (イ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。
 - a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - b 思想及び信条
 - c 労働組合の加入状況
- a から c については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。
 - a **関係**
 - (a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

- (d) 有料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。
- (e) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めものとする。
- (f) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

- (i) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。
- (ii) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。
- (iii) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。
- (iv) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

- (i) 有料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(i)から(iv)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。
- (ii) 有料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第51条第1項、第66条第9号）ことに留意するものとする。

「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第31条第1項第3号の要件（1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

- (1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件（役員の意義については、3の有料職業紹介事業許可基準に関する留意事項の(3)のニ参照）
代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。
- イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。
- ロ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。
- ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風俗適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗

第3 許可基準

関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあっては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ) 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。）した者であること。

(ロ) 成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。

(3) 事業所に関する要件

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所にないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。

具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。

ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。

(ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

(ハ) 事業所名（愛称等も含む。）は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 有料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ハ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

(ニ) その紹介により就職した者のうち、労働者災害補償保険法施行規則第45条の18第5

号の作業に従事する者が、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労働者災害補償保険の適用を受けることを希望する場合に、同項に規定する団体の代表者として所定の申請を行うものであること。

(ホ) 労働者派遣事業と兼業する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

【事業運営の区分に関する判断】

求職者に係る個人情報と派遣労働者に係る個人情報が別個に作成され別個に管理されること等事業運営につき明確な区分がなされていること。

当該要件を満たすには、次のいずれにも該当することが必要であること。

- (a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。
- (b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。
- (c) 派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別に管理されること。
- (d) 派遣先に係る情報と求人者に係る情報が別に管理されること。
- (e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。
- (f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人の申込み）、第5条の6（求職の申込み）、第5条の7（紹介の原則）、第32条の3（手数料）、第32条の12（取扱職種の種類等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）。

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 手数料に関する要件

- (イ) 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。
- (ロ) 徴収する手数料を明らかにした手数料表を有すること。

ニ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ホ 国外にわたる職業紹介に関する要件

- (イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないこと。
- (ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。
- (ハ) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

3 有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項

(1) 法第31条第1項第1号の要件について

イ 許可基準の1の(1)の「資産」の確認について

(i) 法人における基準資産額等の確認

a bの連結納税制度以外における確認の場合

次の(a)～(c)の書類が添付され、納税証明書の「所得金額」と納税申告書の別表第1の1欄「所得金額又は欠損金額」及び当該納税申告書の別表第4の46欄「所得金額又は欠損金額」、同表1欄「当期利益又は当期欠損の額」と貸借対照表の「当期利益(損失)」と損益計算書の「当期利益(損失)」とをそれぞれ照合し、いずれも一致する場合にあっては、当該貸借対照表を用いて基準資産額(「負債総額」及び「現金・預金の額」を含む。)を算定する。

なお、貸借対照表に「当期利益(損失)」が記載されていない場合は、同表1欄「所得金額又は当期欠損の額」と損益計算書の「当期利益(損失)」と株主資本等変動計算書(持分会社にあっては、社員資本等変動計算書。以下、「株主資本変動計算書等」という。)の「当該純利益(損失)」、株主資本変動計算書等の「利益剰余金(当期末残高)」と貸借対照表の「利益剰余金」とをそれぞれ照合させる。

(a) 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等(税務署に提出したものの写しに限る。)

ただし、最近の事業年度における決算が終了しているが、株主総会の承認を得られていないため未だ税務署に提出していない場合については、当該決算に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書が確実に税務署に提出される場合には、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等であっても差し支えない。また、この場合は、(b)及び(c)の提出を要しない。設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合は、会社法第435条第1項に規定する会社成立時の貸借対照表、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第123条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する法人成立時の貸借対照表等のみでよい。

(b) 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(税務署の受付印のあるもの(電子申請の場合にあっては、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。以下同じ。))に限る。法人税施行規則別表第1及び4のみでよい。)

(c) 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第9号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。)

b 連結納税制度における基準資産額等の確認

次の(a)～(d)の書類が添付され、納税証明書の「所得金額」と、納税申告書の別表一の二の1欄「連結所得金額又は連結欠損金額」を照合する。納税申告書の別表一の二の13欄「差引連結所得に対する法人税額」と、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」を照合する。ただし、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」がマイナスの場合には、納税申告書の別表一の二の16欄「所得税額等の還付金額」又は19欄と照合する。個別帰属額等の一覧表の申請法人の「個別帰属額」と、申請法人にかかる各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書の14欄「連結法人税個別帰属額」を照合する。

ただし、14欄「連結法人税個別帰属額」に記載がない場合には、個別帰属額等の一覧表の申請法人の「個別帰属額」と、12欄「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額」を照合する。

なお、事業年度途中で暫定的に納税を既に行っている場合は個別帰属額等の一覧表の申請法人の「個別帰属額」の絶対額と12欄「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額」又は14欄「連結法人税個別帰属額」とを合計し、暫定的に納税した金額についての領収証書と照合する。申請法人にかかる連結法人税の個別帰属額届出書の1欄「個別所得金額又は個別欠損金額」と、別表四の二付表の52欄①「個別所得金額又は個別欠損金額」を照合する。別表七の二付表二が提出されている場合には、別表四の二付表52欄①と別表七の二付表二

27欄「連結欠損金額個別帰属発生額」を合計し、個別帰属額届出書1欄「個別所得金額又は個別欠損金額」と照合する。別表四の二付表の1欄①「当期利益又は当期欠損の額」、貸借対照表における「当期利益（損失）」及び損益計算書の「当期利益（損失）」とを照合する。

なお、貸借対照表に「当期利益（損失）」が記載されていない場合は、同表1欄①「当期利益又は当期欠損の額」と損益計算書の「当期利益（損失）」と株主資本等変動計算書の「当期利益（損失）」、株主資本変動等計算書の「利益剰余金（当期末残高）」と貸借対照表の「利益剰余金」とをそれぞれ照合する。

以上により真正なものと判断された貸借対照表を用いて基準資産額（「負債総額」及び「現金・預金の額」を含む。）を確定する。

- (a) 最近の連結事業年度における申請法人に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - (b) 最近の連結事業年度における連結法人税の納税申告書の写し（連結親法人の所轄税務署の受付印のあるものに限る。法人税法施行規則別表一の二「各連結事業年度分の連結所得に係る申告書」の写し及び同申告書添付書類「個別帰属額等の一覧表」の写しのみでよい。ただし、別表七の二付表二「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」が提出される場合には、その写しを併せて提出させること。）
 - (c) 最近の連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書（申請法人に係るものに限る。）の写し（税務署に提出したもの。ただし当該届出書の別表にあつては別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」の写しのみでよい。）
 - (d) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第9号様式（その2）による最近の連結事業年度における連結所得金額に関するもの）
- (ロ) 個人における基準資産額等の確認

a 青色申告の場合（白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。）

次の(a)～(c)の書類が添付され、i～iiiにより納税証明書の「所得金額」と納税申告書第一表の⑨欄「（所得金額）合計」を照合する。

- (a) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (b) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る同施行規則別紙第9号様式（その2）による最近の納税期における金額に関するもの）
- (c) 青色申告の場合（簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。）は、最近の納税期における所得税法施行規則第65条第1項第1号の貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書（一般用、不動産所得及び農業所得用）（税務署の受付印のあるもの））
 - i 事業所得に係る確認について

納税申告書第一表の「所得金額」の欄の①の事業・営業等と所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書の○45欄「所得金額」を照合する。所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書の○43欄「青色申告特別控除前の所得金額」とこれに対応する貸借対照表（資産負債調）の「青色申告特別控除前の所得金額」を照合する。いずれも一致する場合に、貸借対照表（資産負債調、一般用）の資産に相当する科目の合計と負債に相当する科目の合計を算出する。
 - ii 不動産所得及び農業所得に係る確認について

上記、貸借対照表では不動産所得又は農業所得分が計上されていない場合があることから、青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）、貸借対照表も使用し、納税申告書第一表の「所得金額」の欄の②事業・農業又は③不動産と所得税青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）の○23欄「所得金額」を照合する。所得税青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）○21欄「青色申告特別控除前の所得金額」とこれに対応する貸借対照表（資産負債調）の「青色申告特別控除前の所得金額」を照合する。貸借対照表（資産負債調、不動産所得用又は農業所得用）の資産に相当する科目の合計と負債に相当する科目の合計を算出する。
 - iii 以上により算出した資産と負債について、それぞれの金額を合計し資産と負債の全体

第3 許可基準

額を確定させ、資産（全体）から負債（全体）を控除し基準資産額を算出する。

b それ以外の場合

有料職業紹介事業計画書（様式第2号）の「資産等の状況」の「資産」欄（白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、直前の納税期末日における資産等の状況につき記載する。また、納税申告以外の場合は、近接する適当な日の状況につき記載する。）に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書並びに現金・預金に係る預金残高証明書等の金額の総額から、同「資産等の状況」の「負債」欄（「資産」欄と同日付けの状況を記載する。）に記載された金融機関の貸付金残高証明書等、負債金額の総額を差し引いた額が所要の資産額以上あることを要するものとする。

(ハ) 基準資産の確認の基準日

資産は、「常時」基準資産以上あることを必要とするものではなく、新規の許可申請時又は許可の有効期間更新申請時においてこれを満たせば足りるものである。

(ニ) 繰延資産等

「繰延資産」とは、会社計算規則第74条第1項第3号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第2編第2章第2節の「のれん」をいう。

(ホ) 基準資産の増額

上記により算定される基準資産額が増加する旨の申立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明（許可の有効期間更新申請に限っては、「合意された手続実施結果報告書」も可）を受けた中間決算又は月次決算に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認するものとする。

ロ 許可基準の1の(2)の「事業資金」の確認について

- (イ) 事業資金は、事業開始後3カ月程度間の運営を賄うためのものであり、許可基準の1の(1)の資産の一部となるものであり、現金又は預貯金として所持するものに限られる。
- (ロ) 貸借対照表等の現金及び預貯金の欄により判断する。
- (ハ) 自己名義の預貯金の額が増加する旨の申立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認するものとする。

(2) 法第31条第1項第2号の要件（個人情報 を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることについて）

イ 「個人情報適正管理規程」については、以下の点について留意するものとする。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、許可基準2の(1)のイ(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させるよう指導する。
- (ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いを行わないよう指導する。

ロ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意する。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

- a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- b 思想及び信条
- c 労働組合の加入状況

aからcについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(v) 有料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。

(vi) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。

(vii) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

ハ 求職申込みの際の個人確認について

求職の申込みに関して履歴書の提出や免許の提示を求めることは差し支えないが、戸籍抄本等身元調査に通じる書類の提出を求めることのないよう指導する。

ニ 求人者に身元確認を勧めるような文言を含むことのないよう指導する。

ホ 上記ハ又は二のような事項が記載されている場合は、その削除と考え方を十分指導する。

ヘ 業務提携における扱い

適法な職業紹介事業者間の業務提携は禁止されるものではないが、当該業務提携について求職者・求人者に明示されない場合には、個人情報本人の予期しない者に提供されることとなり個人情報の保護に欠けることとなる。このため、職業紹介事業者間の業務提携に際しては、求人・求職受領時に当該業務提携について求人者・求職者に明示し、提携先に個人情報を提供することを希望しない求人者・求職者の情報は業務提携先に提供しないようにする必要がある。

なお、同一企業内の異なる職業紹介事業所間の求人・求職情報のやり取りは許可事業者としての法第31条第1項第2号の個人情報の保護のためのルールを遵守していれば差し支えない。

(3) 法第31条第1項第3号の要件について

イ 許可基準の3の(1)及び(2)のイに係る欠格事由について

(i) 法律第32条に定める欠格事由は、次のとおりである。

a 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為の処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは入管法第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

b 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

c 法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者

d 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が上記a～cのいずれかに該当するもの

第3 許可基準

- e 法人であって、その役員のうち上記(a)～(d)のいずれかに該当する者があるもの
なお、aの「政令で定めるもの」は次のとおりである。
- (a) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
 - (b) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (c) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (d) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (e) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (f) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
 - (g) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (v) なお、刑の執行猶予の言渡を受けた後、その言渡を取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、猶予期間を無事経過することによって直ちに欠格事由を離脱する。大赦又は特赦により刑の言渡の効力を失った者についても同様である。
- なお、刑の時効の完成、仮出獄を許された者の刑の残余期間の満了その他の事由により、刑の執行の免除を得たものは、「執行を受けることがなくなった」に該当し、当該欠格事由につき判断する必要がある。

ロ 許可基準3の(1)のロに係る「質屋営業」について

質屋営業については、質屋営業法第1条に規定する質屋営業を行うものをいう。公益質屋法により市町村又は社会福祉法人が経営する公益質屋は営業として行うものではないからここにいう質屋業には含まれない。

注 質屋営業法（昭和25年法律第158号）（抄）

第一条 この法律において「質屋営業」とは、物品（有価証券を含む。第二十二条を除き、以下同じ。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもってその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。

2 この法律において「質屋」とは、質屋営業を営む者で第二条第一項の規定による許可を受けたものをいう。

第二条 質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、質屋になろうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

ハ 許可基準の3の(1)のハに係る「風俗営業」について

風俗営業等とは、風俗適正化法第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業をいう。具体的には、おおむね次の営業が該当する。

(イ) 風俗営業関係

- a 料飲関係営業（キャバレー営業等、料理店営業等、ナイトクラブ営業等、低照度飲食店営業、区画席飲食店営業）
- b マージャン屋営業・パチンコ屋営業
- c ゲーム機設置営業
- d ダンスホール

(ロ) 性風俗関連特殊営業等

- a 個室付浴場業
- b スードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場など
- c ラブホテル、モーテル、モーテル類似、レンタルルーム等
- d アダルトショップ、大人のおもちゃ店
- e 個室マッサージ類
- f ホテル
- g テレクラ
- h ビデオ観賞

(ハ) 接客業務受託営業関係

主として上記に掲げる営業（(イ)のb及びcを除く。）を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。また、探偵業、信用調査等であつて、職業安定法第3条、第5条の4、第51条の規定からみて不適当なものが許可基準3の(1)のハに掲げる「その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者」に該当するものであること。

なお、名義人とは、本人が直接業務に従事経営することを要せず、単に禁止兼業の名義上の経営者又は代表者をいう。

また、実質的に営業を行う者とは、例えばこの種の営業について多額の金銭的援助を与え、又はその営業を行う者と血縁関係その他、社会生活上密接な関係のある場合で、その営業を支配し得る地位にあり、実質的に行う者と認められるものをいう。

二 許可基準の3の(1)「役員」について

(イ) 法人の「役員」とは、おおむね次に掲げる者をいう。

- a 合名会社及び合同会社については、総社員（定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員）
- b 合資会社については、総無限責任社員（定款をもって業務を執行する無限責任社員を定めた場合は、当該無限責任社員）
- c 株式会社については、代表取締役、取締役（会計参与設置会社である場合は会計参与、監査役設置会社である場合は監査役、委員会設置会社である場合は執行役）
- d 特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社をいう。）については、取締役、監査役を置いた場合は監査役
- e 一般財団法人及び一般社団法人については、理事及び監事
- f 特殊法人及び独立行政法人については、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者
- g 農業協同組合については、理事、監事及び経営監理委員
- h 漁業協同組合及び水産加工業協同組合については、理事、監事及び経営監理委員
- i 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事及び理事
- j 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
- k 森林組合については、理事及び監事
- l 事業協同組合及び商工組合については、理事及び監事
- m 中小企業団体中央会については、会長、理事及び監事
- n 外国の法令に準拠して設立された会社（以下「外国会社」という。）については、代表

第3 許可基準

取締役、取締役、監査役（これに相当する者を含む。）、及び会社法第817条に基づき定めた日本における代表者

- (ロ) 会社法等の規定により、法人の会計参与は同一の法人又はその子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員を兼ねることはできず、監査役は同一の法人又はその子会社の取締役若しくは従業員又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることはできないので、注意する必要がある（会社法第333条第3項、第335条第2項）。
- (ハ) 外国人について
 - a 市町村（区）長の発行する住民票の写し等によって確認する。
 - b 入管法別表第1の1の表において外交、公用、教授、芸術、宗教及び報道、2の表において投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行及び技能、別表第2の表において永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の在留資格について規定されている。
- (ニ) 住所については、履歴書及び住民票の写しによって確認する。形式的に住所だけを変更していると考えられる場合には、その理由を聞き、事業運営に支障がないか確認する。

ホ 許可基準の3の(2)「職業紹介責任者」について

(イ) 職業紹介責任者の行う業務

職業紹介責任者は職業紹介に関し、以下の事項について統括管理する（法第32条の14）。

- a 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- b 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること（指針第4参照）。
- c 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- d 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(ロ) 職業紹介責任者の選任

職業紹介責任者の選任は、業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから、以下に定めるところにより、行わなければならない（則第24条の6）。

- a 事業所ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任するものとする。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とする場合は、差し支えない。
- b 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人以下のときは1人以上の者を、50人を超え100人以下のときは2人以上の者を、100人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える50人ごとに1人を2人に加えた数以上の者を選任するものであること。
- c 既に許可を受けて職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者の変更届又は既に許可を受けて職業紹介事業を行っていた事業所で代表者兼職業紹介責任者であった者が死亡し、それを継承して事業を行う場合等の新規の届け出に際して、新たに職業紹介責任者となる者が、やむなく許可申請前に職業紹介責任者講習会の受講ができない場合は、その後可及的速やかに受講すること（具体的には受講する職業紹介責任者講習会を決めていること。）を条件として申請を受理することとして差し支えない。

ヘ 許可基準の3の(3)の「事業所」について

(イ) 位置について

- a 借用の場合は、事業所の賃貸借契約書等により、事業所の所有者に正当に貸与を受けているものかどうか、また、転貸の場合は、その同意があるかどうかについて同意書等により確認する。
- b 事業所の設置場所として当初適切であったものが、その後の環境の変化により職業紹介事業に適さなくなった場合は、事業所の移転が望ましいが、移転ができない間は、分かりや

すい看板の掲示や入り口の明示等を工夫し、求人者、求職者が安心して利用できるような対処を指導する。

(ロ) 面積等について

職業紹介事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上であること。

(ハ) 名称について

- a 求人者、求職者の混乱を招くおそれがあるため、
 - (a) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない者は、利用者に、これと誤認させる名称（例えば「ハローワーク〇〇」、「〇〇県無料職業紹介所」、「ジョブ・カフェ」、等）を用いてはならない。
 - (b) 同一労働市場圏内にある既設事業所の名称と同一又は類似の名称については、利用者に誤認を生じない名称とするよう指導する。
- b 職業紹介事業以外の事業を行う場合には、兼業に係る事業について、厚生労働大臣許可名義を使用してはならないこととする。
- c 地方公共団体の行う無料職業紹介事業の運営の全部又は一部を委託され、当該職業紹介事業を行う場合は、当該委託を受けた職業紹介事業者が行うものであることを明確にする必要がある。
- d 他の法律において資格に係る名称の使用制限が規定されているもの（いわゆる士業）が、当該資格の名称の下に職業紹介事業を行うこと（例、〇〇法律事務所、〇〇社会保険労務士事務所など）は、利用者に誤解を生じさせるおそれがあるため、当該名称を使用せず区別するなどにより、利用者に誤解を生じさせないよう助言・指導する必要がある。

ト 許可基準の3の(4)「適正な事業運営」について

(イ) 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

- a 申請者が国又は地方公共団体でないこと。
- b 有料職業紹介事業を会員獲得、組織拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。
 - (a) 会員の獲得、組織の拡大、宣伝等とは、その手段の諸形態を例示したものにすぎないので、その目的が布教の手段、名声の獲得、選挙運動等のために利用するものであってはならない。
 - (b) 厚生労働大臣の許可を兼業部門（例えば、請負、経営コンサルタント業の広告、芸家、モデル等の養成所の生徒の募集等）その他の紹介事業以外の目的に利用するものであってはならない。したがって、「厚生労働大臣許可」を養成所等許可を受けた職業紹介事業以外の事業宣伝に用いてはならない。
 - (c) 許可申請関係書類として提出された定款又は寄付行為及び登記事項証明書については、その目的の中に「有料職業紹介事業を行う」旨の記載が必要であるが、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において有料職業紹介事業を行うと解釈される場合においては、有料職業紹介事業を行う旨の明示的な記載は要しない。なお、定款又は寄付行為及び登記事項証明書の目的の中に取扱職業の範囲以外の職業について当該事業を行う旨の記載がある場合については、そのままでは許可ができないものであるので留意すること。
- c 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれがある者でないこと。
 - (a) 「事業主の利益に偏った紹介」としては、例えば能力・適性により適格紹介を行うのではなく若年者優先の紹介をしたり、専ら会員企業の離職予定者の受け皿探しを行いリストラを支援するための紹介等が考えられる。
 - (b) 予定する求人・求職の範囲を許可の際に審査し、求人者が会員企業主体となっている場合や求職者が会員企業の離職予定者主体となっている場合等、形式的には広く求人・求職を取り扱うこととなっているが、広告・営業等の実態から判断すると会員主体となっている場合等については、実態としては会員サービスとして紹介を行うものと見ることができ、そのような場合は「事業主の利益に偏った紹介」が行われるおそ

第3 許可基準

れが高いと判断できる。

d 労災保険の特別加入に係る取扱いについては、次のとおりとすること。

有料職業紹介事業者の紹介により労災保険の特別加入の対象となる作業（注）に該当する作業に従事する者又は従事する予定の者が特別加入を希望する場合、当該事業者は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第46条の23等に基づき必要な下記の書類を管轄の労働基準監督署に提出しなければならない。

- (a) 特別加入申請書（労災則様式第34号の10）
- (b) 名簿（労災則様式第34号の10別紙）
- (c) 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（労災特別加入団体規定）
- (d) 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類（業務災害防止規則（団体用・家政婦用））
- (e) 法第32条の4第3項に規定する許可証の写し

なお、既に特別加入団体として承認を受けている団体の代表者である有料職業紹介事業者については、当該対象となる者に係る変更届（労災則様式第34号の8）を提出する必要がある。

(注) 労災保険の特別加入の対象となる作業は、介護労働者の雇用管理改善に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものである。

この入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話である。

(ロ) 業務の運営に関する規程の要件

法第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（個人情報保護）、第5条の5（求人申し込み）、第5条の6（求職申し込み）、第5条の7（紹介の原則）、第32条の3（手数料）、第32条の12（取扱職種の範囲等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）について、その具体的内容を含んだ業務の運営に関する規程を有している必要がある（様式例第1号参照）。

なお、法第32条の13の規定により明示すべき事項（苦情の処理に関する事項及び求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）、求職者の個人情報）は確実に盛り込まれていることが必要である。

(ハ) 手数料に関する要件

手数料については金品の名目を問わないものであるので、一定の「会費」を納める会員のみを求人者とする場合や、職業紹介サービスを利用する「会員」の「会費」が他の「会員」に比して高くなっているといった場合は、手数料を徴収しているものと解される。

(ニ) 名義貸しに関する要件

職業紹介事業の適度な運営を確保するために、経験、徳性等からみて職業紹介事業を行うにふさわしい者に許可をしているものであり、名義の貸与や借用は認められない。このため代表者及び職業紹介責任者が実際に事業を行うものであるかどうか確認するとともに、許可後においてもその点に留意する必要がある。

(ホ) 国外にわたる職業紹介に関する要件

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っていない場合、又は職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っているが、職業紹介事業を行う地域について定めていない場合において、相手先国に関する書類及び取次機関に関する書類を提出していないときは、申請者においては、国内の求人・求職のみを取り扱うものとして取り扱う。

(4) その他

許可日以前に、職業紹介事業を行おうとする者のホームページ等において、職業紹介事業の許可を受けているかのような表示等がなされていないか確認を行うとともに、当該表示等が確認された場合には必要な指導を行うこと。

4 無料職業紹介事業の許可基準

無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

1 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること）

事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。

2 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第2号の要件（個人情報 を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

(1) 個人情報管理体制に関する判断（指針第4の2の(3)参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。

(イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

(ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規定があり、かつ当該規定について求職者等への周知がなされていること。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、イの(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

b 思想及び信条

c 労働組合の加入状況

aからcについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ロ) 無料職業紹介事業者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(ハ) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。

第3 許可基準

(二) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知らされることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第51条第1項、第66条第9号）ことに留意するものとする。

「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第3号の要件（1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営化適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和25年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。）した者であること。

(3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。

具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。

ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。

(ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

ハ 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあつては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあつては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。

(ハ) 営利法人にあつては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。

(ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。

ただし、各種学校にあつては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。

(ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第3 許可基準

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人の申込み）、第5条の6（求職の申込み）、第5条の7（紹介の原則）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種等の範囲等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）。
なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないこと。

(ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。

(ハ) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。

(ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

ホ 全国的又は広域的に組織を構成する公益法人及び労働組合等に係る留意事項

全国的又は広域的に組織を構成する公益法人又は労働組合等であって、個々の支部等地方組織単位では職業紹介を常態として行うまでの実態がないと見込まれる等の場合には、当該地方組織単独では事業所に当たらないものとして、本部中央組織に含めて許可して差し支えない。

5 無料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項等

有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項に準じて確認等を行うものとする。なお、無料職業紹介事業の許可基準1の「事業を維持運営していくに足りる資産又は財産的裏付けを有すること」についての判断は、有料職業紹介事業の許可基準1に準ずるものとする。

6 許可の有効期間の更新基準

(1) 有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準

有料職業紹介事業の許可基準と同様である。ただし、同許可基準の1の(1)の500万円とあるのは、350万円と読み替えて適用し、また、同許可基準の1の(2)は適用しないものとする。

(2) 無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準

(1)に準ずるものとする。

7 許可の条件の意義

(1) 法第32条の5第1項による許可条件

職業紹介事業の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる（法第32条の5第1項）が、当該条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けようとする者に不当な義務を課すこととなってはならない（同条第2項）。

(2) 許可の条件を付す場合

職業紹介事業の運営に当たり、労働力需給の適正な調整を図る観点から、許可をした後においても一定の条件の下に当該事業を行わせることが必要であると考えられる場合に付されるものである。

具体的には、以下の事項である。

イ 児童の紹介禁止関係

労働基準法第56条の規定により使用を禁止される児童の紹介を行わないこと。

(理由)

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

ロ 兼業の場合の紹介関係

貸金業又は質屋業と兼業する場合(代表者又は役員が他の法人等で行う場合も含む。)は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わないこと。また、金銭を貸し付けている者等の自己の債務者を求職者とししないこと。

(理由)

貸金業又は質屋業を営む者が当該営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

ハ 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合、当該事業所においても許可基準の所定の要件の条件を満たすこと。

(理由)

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

ニ 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。

(理由)

合理的な理由なく求人者を限定することは、求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介につながるおそれがあるため。

ホ 職業紹介事業者間の業務提携関係

(イ) 業務提携による職業紹介を実施しうる職業紹介事業者は、法の規定により適法に許可等を受けている職業紹介事業者に限られるものであること。

(ロ) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務(法第5条の3)は、実際に求職者に対して求人のあるあつせんを行う職業紹介事業者が自らの責任において履行すること。

(ハ) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象とししないこととする。

a 事業所の名称及び所在地、許可番号等

b 法第32条の13及び則第24条の5に規定する次の明示事項

- ・取扱職種の範囲等
- ・手数料に関する事項
- ・苦情の処理に関する事項
- ・個人情報の取扱いに関する事項

(ニ) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、職業安定法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。

(ホ) 求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。

(ハ) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定められた範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。

(理由)

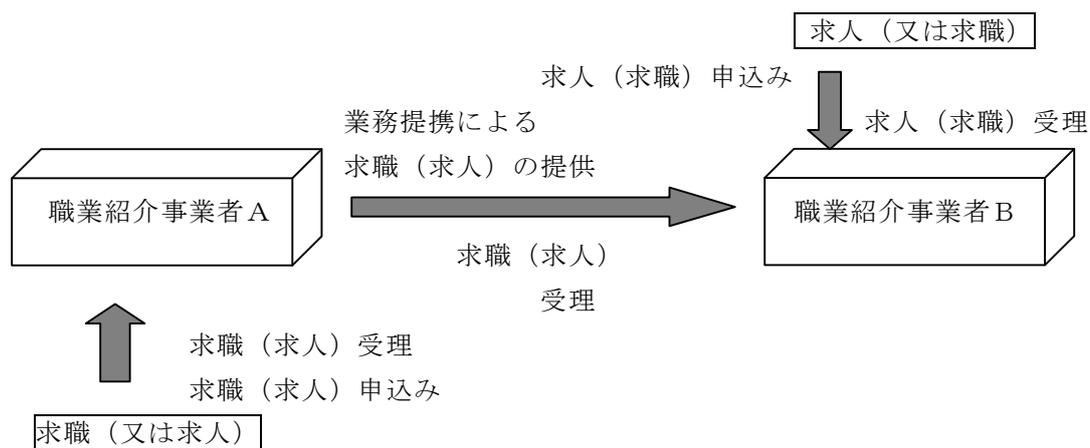
1 基本的な考え方

(1) 概念

職業紹介事業者間の業務提携とは、職業紹介事業者（法の規定による許可等を受けて職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の職業紹介事業者に提供し、当該他の職業紹介事業者が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいう（概念図参照）。

なお、これは異なる職業紹介事業者間の問題であり、一の職業紹介事業者の異なる事業所間における求人・求職の提供は通常の事業活動に含まれるものである。

(概念図) ※本図は例であり、業務提携が本図の形態に限られるものではない。



よって、業務提携による職業紹介においては、概念上、求人受理及び求職受理は複数の職業紹介事業者で行われることがあること、あっせんは一の職業紹介事業者でしか行われ得ないこと、あっせんを行う職業紹介事業者のみが職業紹介行為（求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立をあっせんすること）の全部を行うこととなることに留意する。

(2) 意義

職業紹介事業者間の業務提携は、求人者・求職者にとって、求人・求職の結合可能性を高める積極的意義を有するものであり、労働条件等の明示、個人情報等の取扱い等について、単一の職業紹介事業者により職業紹介がなされる場合と同様に法にしたがって行われることを前提として認めて差し支えないものである。

(3) 法の適用

業務提携による職業紹介に対する法の適用は、具体的には下記2から7までのとおりである。

2 業務提携による職業紹介の主体

業務提携による職業紹介を実施しうる職業紹介事業者は、法の規定により適法に許可等を受けている職業紹介事業者に限られるものである。これは、業務提携においてはいずれの職業紹介事業者も職業紹介の全部又は一部を行うものであることによる当然の要請である。

(注) 概念図においては、A、Bとも法の規定により適法に許可等を受けている職業紹介事業者でなければならないこととなる。

3 労働条件等の明示（法第5条の3）

求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3）は、実際に求職者に対して求人のあっせんを行う職業紹介事業者が自らの責任において履行すべきものである。

(注) 概念図においては、Bが労働条件等の明示義務を負うこととなる（法第5条の3の趣旨により、Bはこの義務の履行をAに委任することはできない。）。

4 求職者の個人情報の取扱い等（法第5条の4、第51条及び第51条の2）

(1) 原則

求職者の個人情報の取扱いに係る職業紹介事業者の義務（法第5条の4）は、業務提携による職業紹介の過程で求職者の個人情報を取り扱う全ての職業紹介事業者に課されるものである。

また、守秘義務（法第51条第1項。有料職業紹介事業者に限る。）及び業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない義務（法第51条第2項及び第51条の2）（以下「守秘義務等」という。）も同じく業務提携による職業紹介の過程で秘密等を取り扱う全ての職業紹介事業者に課されるものである。

（注）概念図においては、A及びBの双方がこれらの義務を負うこととなる。

(2) 求人関係

具体的には、求人については、職業紹介事業者は守秘義務等を負っている。

したがって、業務提携に際して求人を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者が求人の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者が求人の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。

イ 事業所の名称及び所在地、許可番号等

ロ 法第32条の13及び則第24条の5に規定する明示事項

- ・取扱職種の範囲等
- ・手数料に関する事項
- ・苦情の処理に関する事項
- ・個人情報の取扱いに関する事項

（注）概念図においては、Bは求人をAに提供することとしていないが、提供する場合にはBにおいて以上のとおり取り扱う必要がある。また、求人の提供を受けたAも守秘義務等を負うこととなる。

(3) 求職関係

求職については、職業紹介事業者はその業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、保管し、及び使用する義務（法第5条の4第1項）、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（同条第2項）並びに守秘義務等を負っている。

したがって、業務提携に際して求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求職者に業務提携の内容（具体的には上記（2）に同じ。）を明示し、求職者が求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求職者が求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。

（注）概念図においては、Aは以上のとおり取り扱う必要がある。また、求職の提供を受けたBにおいても、求職者の個人情報の取扱いに係る義務及び守秘義務等を負うこととなる。

(4) 留意点

以上を確実に実施できるようにするため、職業紹介事業者は、提携先への提供に同意する求人・求職とそれ以外の求人・求職を分類して管理しておくことが適当である。

5 求人・求職の申込み（法第5条の5・第5条の6第1項）

業務提携による職業紹介の過程で行われる求人・求職の受理はいずれも求人・求職の申込みに係る原則（法第5条の5・第5条の6第1項）の適用を受けるものであり、他の職業紹介事業者から提供される求人・求職を受ける際にも同様に適用されるものである。

したがって、職業紹介事業者が業務提携について明示し（上記4参照）、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合に、当該提携先が当該求人又は求職を受理しないことは原則として認められない（この場合の例外は、法第32条の12第1項の規定により職業紹介事業者が業務の範囲の限定を受けている場合等法において求人又は求職の不受理が認められている場合である。）。

（注）概念図においては、求職はA、Bともに受理し、求人はBのみが受理している。この場合、BはAから提供された求職についても原則として受理を拒んではならないこととなる。

6 適格紹介（法第5条の7）

求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努める努力義務は、業務提携による職業紹介に関わる全ての職業紹介

第3 許可基準

事業者課されるものである。

(注) 概念図においては、Aは自ら適格紹介を行うほか、業務提携による職業紹介に当たっても、適格求人を持っていると見込まれる提携先を選定することが求められる。また、Bは適格紹介を行うことが求められる。

7 手数料（法第32条の3）

(1) 原則

業務提携による職業紹介を行う職業紹介事業者のうち、職業紹介行為を一貫して行うのはあっせんを行う職業紹介事業者のみであるため、有料職業紹介事業者における手数料は当該職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収できるものである（求人又は求職を受領し、自らはあっせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者へ提供した職業紹介事業者においては、求人又は求職の受領等に係る事務処理に一定の費用を要しているが、それについては下記(2)によることとする。）。

(2) 有料職業紹介事業者間における配分

徴収した手数料を有料職業紹介事業者間で事後的に配分すること（例えば、あっせんを行う有料職業紹介事業者が徴収した手数料のうち一定額に相当する額を求人・求職を提供した有料職業紹介事業者へ支払うこと）は差し支えない。

へ 法第33条の7の規定による勧告関係

法第33条の7の規定による勧告を遵守すること。

(理由)

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合にとられる法第33条の7の規定に基づく措置のうち最もその程度の高いものであるため。

ト その他

その他個別の許可ごとに必要な事項がある場合には当該事項

(3) 許可条件通知書の作成

許可の条件を付す場合は、有料・無料職業紹介事業許可証(様式第5号)とは別に、有料職業紹介事業許可条件通知書(通達様式第11号)、無料職業紹介事業許可条件通知書(通達様式第12号)による許可条件通知書を作成し、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局を経由して、申請者に交付する。